

5.4 CC0

■ 概要

- ▶ CC0は、著作権が生じている著作物やデータについて、自発的に権利を放棄して、パブリックドメインにしようという試みである。
- ▶ 他のCCライセンスが著作権を前提として「利用の許諾を行う」のに対して、こちらは①著作権を放棄し、②放棄できない権利は無条件かつ永続的な利用許諾を行い、そして③利用許諾も無効な場合には権利行使をしないということを「確約する」という構成になっている。
- ▶ この宣言がなされたデータは、多くの人が様々な利用を始めることから、途中で撤回することができないことに注意する必要がある。
- ▶ 2014年6月時点では日本語版はパブリックコメント対応中であり、近日中に正式版が公開される予定である。
- ▶ 諸外国ではオランダが採用している。また、複数の図書館等の施設で採用が進んでいる。

■ 特徴

- ▶ 当該作品・データに関する著作権、著作隣接権、肖像権等の権利を放棄することを表明し、無条件かつ自由な利用を許諾する。
- ▶ 同時に、当該作品・データに関するいかなる責任も負わず、いかなる表明・保証も行わないことを宣言している。

表 CC0ライセンスのアイコン、利用状況等

項目	内容
名称	CC0 1.0 Universal (通称「CC0」)
イメージ	
オープンデータで利用している国、機関	<ul style="list-style-type: none"> • オランダ • 米国ハーバード大学図書館 • ドイツ国立図書館 • Nature Publishing Group 等

【出典】 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ホームページ
(<http://creativecommons.jp/licenses/>) をもとに
データガバナンス委員会事務局作成

5.5 政府標準利用規約（第1.0版）

■ 概要

- ▶ 「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（2013年6月14日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、オープンデータ流通推進コンソーシアムのデータガバナンス委員会での検討成果を踏まえ、電子行政オープンデータ実務者会議において、各府省のホームページに適用する新しいオープンデータ対応の利用ルールとして検討。
- ▶ 電子行政オープンデータ実務者会議において、有識者や各府省の意見を踏まえて、検討・作成が行われ、2014年4月1日に了承。
- ▶ 2014年6月19日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定。

■ 特徴

- ▶ 基本的には、出典を記載すれば、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由な利用を認める。
- ▶ 出典の記載方法については各府省が定める（出典の記載方法を例示）。
- ▶ 著作物性のないデータも適用対象としている。
- ▶ 「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」を禁止している。
- ▶ 編集・加工等した情報をあたかも国（又は府省等）が作成したかのような状態で公表・利用することを禁止している。
- ▶ データの利用に制約を課す個別法令については、主なものをわかりやすい形で紹介。
- ▶ 第三者が著作権を有しているデータや、第三者が著作権以外の権利を有しているデータについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得る必要があることをわかりやすい形で説明。（出典の記載等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものについては、その例を記載。）
- ▶ 各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠をホームページ上で明確に説明した上で、特定のコンテンツに、個別法令に根拠のない利用制約を課す利用ルールを適用することができる。

表 政府標準利用規約（第1.0版）の概要

項目	内容
名称	政府標準利用規約（第1.0版）
イメージ	なし
オープンデータで利用している国	<ul style="list-style-type: none"> • 日本

【出典】 電子行政オープンデータ実務者会議資料をもとにデータガバナンス委員会事務局作成